

令和2年度における地方消費税の引上げに伴う対応

地方消費税（当初予算額約673億円（都道府県間清算及び市町村交付金交付後））のうち、税率引上げ（1%→1.7%→2.2%）に伴う増収額約354億円については、その全額を社会保障施策に要する経費の財源に充当。

※消費税及び地方消費税：税率10%（国7.8%，地方2.2%）

（単位：百万円）

[区 分]	
（歳入）地方消費税の税率引上げに伴う増収額	35,382
（歳出）社会保障施策に要した経費合計	176,260
（うち一般財源）	157,624
（参考）地方消費税の税率引上げに伴う増収額の充当内訳	
○医療	8,543
○介護	8,072
○少子化対策	12,539
○その他社会保障施策	6,228
合 計	35,382
[主な事業]	
○医療	
・国民健康保険基盤安定対策費負担金	1,849
（うち低所得者保険料軽減措置の拡充等	1,796）
・後期高齢者医療基盤安定対策費負担金	499
（うち低所得者保険料軽減措置の拡充	196）
・後期高齢者医療給付費負担金	3,061
・特定疾患治療研究費	645
・地域医療介護総合確保基金積立金（医療分）	799
・小児，妊産婦等医療費助成事業費	1,394
○介護	
・介護保険費（介護給付費負担金等）	5,768
（うち介護報酬改定による介護職員の処遇改善等	1,276）
・地域医療介護総合確保基金積立金（介護分）	681
・介護保険低所得者保険料軽減負担金	639
○少子化対策	
・子ども・子育て支援新制度関連事業費	10,874
（うち幼児教育・保育の無償化対応分	4,283）
・多子世帯保育料軽減事業費	571
・不妊治療費助成事業費（県単上乗せ分）	73
○その他社会保障施策	
・障害福祉援護費（自立支援給付費等）	5,717